

令和8年1月9日  
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

## 令和8年度 京都コンサートホール内レストラン等運営事業者募集 プロポーザル実施説明書

### 1 概要

#### (1) 目的

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）が管理運営を行う京都コンサートホールは、世界文化自由都市宣言（昭和53年10月）の理念を音楽芸術の分野で具体化するため、平安建都1200年記念事業の一つとして建設され、平成7年10月に開館しました。音楽芸術の振興及び音楽を通じた国際交流の発展に資するため、京都における音楽の鑑賞その他音楽に関する活動のための拠点施設として運営しています。

令和7年10月に開館30周年を迎えた本施設は、「クラシック音楽の殿堂」として、京都におけるクラシック音楽等の普及に重大な役割を担っています。

また、京都コンサートホールをフランチャイズホールとして活動している京都市交響楽団は、市民文化の形成と青少年の情操の向上、古都京都の文化創造の担い手として、日本唯一の自治体直営オーケストラとして創立して以来、我が国を代表とするオーケストラとして成長を遂げてきました。京都コンサートホールが今後も京都の文化芸術活動の振興拠点としての役割を果たし、更なる利用者サービスの向上に寄与するため、1階部分に設置されているレストラン並びに大ホール及びアンサンブルホールムラタのホワイエに設置されているドリンクコーナーを運営する事業者の募集を行います。

#### (2) 募集する店舗

レストラン及びドリンクコーナーを一括して運営していただける事業者を募集します。

#### (3) 所在地

京都市左京区下鴨半木町1番地26 京都コンサートホール内

#### (4) 配置及び面積（範囲については配置図参照）

レストラン…1階エントランス（290.8m<sup>2</sup>）

ドリンクコーナー…2階大ホールホワイエ（12.5m<sup>2</sup>）

4階アンサンブルホールムラタホワイエ（12.5m<sup>2</sup>）

#### (5) 営業時間等

##### ア レストラン

（ア）営業日は、ホールの開館日（毎月第1・3月曜日（休日の場合は翌日）及び12月28日から翌年1月4日を除く）に合わせた日を基本としますが、大ホ

ール又は、アンサンブルホールムラタで公演がある日は、開演の2時間前から開演するまで営業を行っていただく事を必須とします。公演内容によっては、公演終了から約1時間営業を行っていただく場合もあります。

ただし、それ以外で当財団が別に依頼する場合はできる限り対応してください。

(イ) 賑わいを創出するためレストランを活用したイベント等を実施、または協力をしてください。

ただし、イベントは、事前に両者協議のうえ実施することとします。

(ウ) レストラン運営以外で単独使用する場合は、事前に当財団へ使用目的、営業日、営業時間の申し出を行い、当財団の許可を得てから使用してください。

開館時間：午前9時から午後10時まで（駐車場は午前8時から午後11時まで）

休館日：第1・第3月曜日（休日の場合は翌営業日）

年末年始（12月28日から31日及び1月1日から4日まで）

#### イ ドリンクコーナー

営業日は基本として、大ホール又は、アンサンブルホールムラタで公演がある日とし、営業時間については、開場から開演するまで並びに休憩時間内とします。

ただし、公演の主催者及び当財団が別に依頼する場合はできる限り対応してください。

#### (6) 使用期間

レストラン：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

ドリンクコーナー：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

※ 内装・設備工事の実施に当たっては、京都コンサートホールの催しとの調整が必要です。当財団と協議のうえ、実施方法や日時を決定します。営業開始日についても、当財団と協議のうえ設定することとします。

#### (7) 使用料

月の売上額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に応じて段階的に以下の別表のとおり使用料を請求いたします。

毎月末日を締日とし、売上額を報告し、請求により翌月末日までにお支払いください。

月売上額	納付金率
0円～1,500,000円	0 %
1,500,001円～2,000,000円	2 %
2,000,001円～2,500,000円	4 %
2,500,001円～3,000,000円	6 %
3,000,001円以上	9 %

※ 営業に伴い必要となる光熱水費などは別途運営事業者自身で負担するものとします。

※ 光熱水費はあらかじめ設置している子メーターの指示値等に応じた額を当財団に支払うこととします。

#### (8) 事務手数料

本施設内において、レセプション等でケータリングを行った場合は、当財団に事務手数料としてケータリングに係る売上額（飲食代のみ、消費税及び地方消費税相当額を含む）の5%を請求いたします。

毎月末日を締日とし、売上額を報告し、請求により翌月末日までにお支払いください。

#### (9) 交通

京都市営地下鉄烏丸線 北山駅 徒歩約5分

専用駐車場あり 約100台収容可能（250円/30分 最大料金1日1,500円）  
店舗への搬入車両については上記駐車場を使用可能

#### (10) 応募できない店舗

- ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「風俗営業」に該当するもの
- イ 法令に違反しているもの
- ウ 公序良俗に反するもの
- エ 施設内の店舗としてふさわしくないもの

## 2 建物及び設備等の条件

#### (1) 建物構造

鉄筋コンクリート造

#### (2) 設備・備品・内装等

設備及び内装工事における設計・施工・監理・必要な許認可申請（計画の変更を含む。）については、店舗使用者の責任及び負担により行っていただきます。ただし、大規模な工事を行うこととは出来ません。

なお、設備及び内装については既存の設備があり、それらの取扱いについて、事前に当財団と協議を行います。

#### (3) 設備等の条件

ア レストラン

##### (ア) 電気設備

電灯 主幹 225A (照明用 20A×10)

(コンセント 20A×33)

※100V及び200V用合計動力 主幹 400A (設備用 15A×3)

(設備用 50A×7)

(設備用 75A×1)

※200V空調設備 (PAC4 B2P-1) 225A

(イ) ガス 65m<sup>3</sup>/h

(ウ) 水道 0.25m<sup>3</sup>/min (給水ポンプ最大容量)

イ ドリンクコーナー

調理 (食材を加工すること) は不可

(ア) 電気設備

a 大ホール

100V 20A×5

※冷蔵庫及び製氷機用電源等含む

200V 20A

b アンサンブルホールムラタ

100V 20A×5

※ 冷蔵庫及び製氷機用電源等含む

200V 20A

※ 電気温水器用電源に使用

(イ) ガス設備

a 大ホール

設備なし

b アンサンブルホールムラタ

設備なし

(ウ) 水道設備

a 大ホール

シンク 1

上水蛇口×1

温水蛇口×1

※ 全館ガス給湯設備より供給。楽屋給湯設備使用時の温水供給

シンク 2

上水蛇口×1

カラント

上水蛇口×1

製氷機

直接配管

b アンサンブルホールムラタ

シンク 1

上水蛇口×1

温水蛇口×1

※ 電気温水器より供給

シンク 2

上水蛇口×1

カラン

上水蛇口×1

製氷機

直接配管

ウ 通信機器

受注者において契約

エ セキュリティ

6時30分から23時30分 京都コンサートホールの建物全体で外観目視

巡回23時30分から6時30分 機械警備

※ 上記は当財団が令和7年度に契約を行っている内容

オ トイレ

店舗内に設置あり

カ ゴミ処理

受注者において契約

キ その他

清掃、消毒等の衛生管理や使用物件の維持管理に付随して通常必要とする業務は、受注者が自ら行うか、又は専門業者との間で直接契約となります。また、それに要する経費は受注者の負担とします。

(4) 営業に関して必要な許認可については、受注者の責任において取得してください。

また、店舗の運営開始までにその写しを当財団に提出していただきます。

酒類については、店舗内（ドリンクコーナーを含む。）での提供のみとします。また、当財団が好ましくないと判断した物品については、販売を禁止する場合があります。

(5) 店舗内の仕上げ、造作及び設備に係る費用は、受注者に負担していただきます。

詳細については、決定後、協議となります。

(6) 店舗用の看板がある場合は、原則として設置、取替え、管理及び必要な許認可申請等は、受注者の責任及び負担により行っていただきます。

### 3 プロポーザル参加資格等（参加資格要件）

本契約の締結を行う事業者の参加資格は、次のすべての要件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当しないこと。

(2) 令和7～9年度京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であり、参加

申請の日から契約締結の日までの間において京都市により競争入札参加停止又は当財団において準用する同規定による同様の措置を受けていないこと。なお、有資格者名簿に登載されていない者にあっては、令和7年12月1日現在において、引き続いて2年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第22号）の規定による更生手続、又は再生手続を開始している団体でないこと。
- (4) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団、又は暴力団員、「京都市暴力団排除条例」第2条に掲げる暴力団員等、又は暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 事業資金等の経営基盤を有する法人格で、令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）までの間に、2年以上、レストラン事業を、元請として履行した実績があること。
- (6) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられた場合において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していること。
- (7) 食品衛生法第55条及び第56条の規定により許可を取り消された場合において、その取消しの日から起算して2年以上経過していること。

#### 4 プロポーザル公告期間

本プロポーザルの公告は、令和8年1月9日（金）から同年1月30日（金）までの期間、当財団ホームページ及び京都コンサートホールホームページに掲載しています。応募に必要な書類等は、当財団ホームページ及び京都コンサートホールホームページからダウンロードできます（最終日は午後5時まで）。また、京都コンサートホールの窓口においても公告期間中、（同年1月19日（月）の休館日は除く。）午前10時から午後5時まで書類等を受け取ることができます。

当財団ホームページアドレス : <https://www.kyoto-ongeibun.jp/>

京都コンサートホールホームページアドレス : <https://www.kyotoconcerthall.org/>

#### 5 施設見学会の実施・参加申込書の提出

施設見学会を令和8年1月16日（金）午後に実施します。参加を希望される事業者は、同年1月13日（火）午後5時までに施設見学会参加申込書により、メール又はFAXで提出してください。個別に1事業者あたり約30分間とし、見学の時間については、調整のうえ、令和8年1月14日（水）にメール又はFAXで通知します。

#### 6 プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに係る質問は、質問票（様式1）により、令和8年1月9日（金）から同年1月20日（火）午後5時までに、次の提出先にメール又はFAXで提出してください

い。

すべての質問に対する回答は、令和8年1月26日（月）から同年1月30日（金）午後5時まで当財団ホームページ及び京都コンサートホールホームページにて公開します。

＜質問票提出先＞

e-mail : kanri@kyoto-ongeibun.jp

FAX : 075-711-2955

## 7 参加表明書・団体概要書・添付書類・出店計画書の提出

本プロポーザルへ参加する事業者は、令和8年1月9日（金）から同年1月30日（金）午後5時（令和8年1月19日（月）の休館日は除く。）までに、参加表明書（様式2）、団体概要書（様式3）、添付書類（様式4）、出店計画書（様式任意）を各10部（正本1部、副本9部）、次の提出先に持参してください。

なお、受付期間終了後の書類提出は受け付けません。また、提出後の書類等の変更及び追加は認めません。

### （1）提出先

〒606-0823

京都市左京区下鴨半木町1番地の26

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都コンサートホール内）

事業管理部 管理課（担当：大田原、薩摩）

### （2）団体概要書（様式3）について

団体概要書（様式3）には、次の項目に沿って記載してください。

- ア 団体の名称、所在地、設立目的、設立年月日、沿革、基本理念
- イ 構成団体名等（すべて記入）
- ウ 役員名簿
- エ 過去3年間の財務状況
- オ 2年以上のレストラン事業の履行実績

### （3）添付書類（様式4）

添付書類の表紙は、所定の書式（様式4）を使用し、次の書類を添付してください。

- ア 団体の案内
  - イ 定款
  - ウ 京都市への業者登録状況（入札参加資格登録等の写し）又は過去2年間の法人税の納税証明書及び消費税の納税証明書
  - エ 暴力団排除措置に係る誓約書（様式5）
- ※京都市の有資格者名簿に登載されている場合は不要
- オ 直近決算期の貸借対照表及び損益計算書

### （4）出店計画書（様式任意）作成の留意点

- ア 出店計画書（様式任意）は、本プロポーザル実施説明書及び「京都コンサートホール内レストラン等運営に関する仕様書」に基づき作成してください。
- イ 出店計画書（様式任意）の内容、考え方等については、業務受注者として決定された後、実際に業務を遂行するに当たっても、その趣旨において一貫性を保つものとしてください。
- ウ 出店計画項目は、仕様書のみにとらわれず、必要と判断したことは積極的に提案してください。
- エ 店内レイアウト・平面図・イメージ図等店舗のイメージが分かるもの（様式任意）を添付してください。
- オ 資金計画書（様式6-1、2）を添付してください。
- カ 出店計画書（様式任意）についてはページを付し、冒頭に目次を設けてください。仕様書等は最低限の基準であり、提案者が独自に提案したい内容は、出店計画書の最後部に記載してください。

## 8 プロポーザル参加資格審査及び結果通知

当財団でプロポーザル参加資格審査を行い、審査結果を令和8年2月6日（金）午後4時以降にメール又はFAXにて通知します。

参加資格審査を通過できなかった法人又は共同企業体は、その後の本プロポーザルに参加できません。

## 9 審査及び審査結果

### （1）選定委員会の設置

当財団内に、京都コンサートホール内レストラン等運営に関する事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を厳正に行います。

なお、審査委員の公表は行いません。

### （2）書類審査

提出されたすべての書類について選定委員会が審査を行います。審査方法等については添付資料「京都コンサートホール内レストラン等運営に関する事業者選定プロポーザル審査方法」をご参照ください。

### （3）プレゼンテーション審査実施日

原則として、出店計画書等を提出いただいたすべての提案者にプレゼンテーションを行っていただきます。実施日は、令和8年2月12日（木）とし、開始時間については調整のうえ、メールにてご連絡します。

### （4）プレゼンテーション審査概要

1 事業者あたりプレゼンテーションの持ち時間を15分間とし、その後、質疑応答時間を約20分間設けます。プレゼンテーションは、提出資料に記載されている

内容と補足説明に限ります。当該提出資料内に全く記載されていない事項については対象としません。

なお、補足資料以外の書面及びパワーポイント等の使用は認めません。

## 10 選定結果の通知

選定結果は、選定委員会終了後、選定・非選定に関わらず、すべての提案者にできるだけ速やかに書面で連絡します。

なお、審査順位等、詳細な選定結果の公開・通知は控えさせていただきます。

## 11 契約締結

審査順位が最も高かった提案者と、詳細の業務内容等について協議を行い、双方の合意がなされたうえで、契約を締結します。

また、契約協議において双方の合意がなされなかった場合は、審査順位が2位以下の候補者と順次協議を行うこととします。

※ 契約書は、京都市の標準契約書を基本とし、詳細の業務内容については仕様書に規定し、契約を締結する予定です。

<契約締結日>

令和8年4月1日（水）

## 12 失格

次のいずれかに該当する場合は、審査の結果を問わず失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 本説明書に定められた諸事項に違反した場合
- (3) その他不正な行為を行った場合

## 13 プロポーザル参加に係る留意事項

- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 参加者から提出されたすべての書類は返却しません。
- (3) 提案に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (4) 仕様書及び契約金額については、当財団との契約協議によって変更される場合があります。
- (5) 参加者は、本プロポーザルの過程において知り得た内容について、第三者に漏らしてはなりません。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

（7）提出書類は、文書の公開請求等があった場合、公開することがあります。

#### 14 特記事項

- （1）契約の相手方を決定したときは、契約の相手方となった者及びこの手続きに参加して、相手方にならなかった者に対して、速やかにその旨を連絡します。この場合においての連絡方法は、メール、FAX又は電話のいずれかによるものとします。価格、提案の概要、その他の決定理由については、必要に応じて公表することがあります。
- （2）業務の全部又は主要な部分を一括して再委託することは認めません。
- （3）書類の提出以後、契約の相手方を決定した旨の連絡を受けるまでの間において、参加を辞退しようとするときは、法人の名称及び代表者を明記し書面により申し出るようにしてください（様式任意）。
- なお、書面が当財団に到着し、確認するまでの間は、辞退したものとみなしませんのでご注意ください。
- （4）契約の相手方が決定した後、契約を締結するまでの間において、契約の締結を辞退しようとするときは、法人又は団体の名称及び代表者名を明記した書面により申し出るようしてください（様式任意）。
- なお、書面が当財団に到着し、確認するまでの間は、辞退したものとみなしませんのでご注意ください。

#### 15 提案募集のスケジュール

内 容	時 期 等
プロポーザル公告期間	令和8年1月9日（金）～同年1月30日（金）
施設見学会の参加申込書の提出	令和8年1月13日（火）午後5時まで受付
施設見学会の実施日	令和8年1月16日（金）午後
プロポーザルに係る質問受付期間	令和8年1月9日（金）～同年1月20日（火）午後5時まで受付
プロポーザルに係る質問回答掲載期間	令和8年1月26日（月）～同年1月30日（金）午後5時まで掲載
参加表明書・団体概要書・実績調書・出店計画書受付期間	令和8年1月9日（金）～同年1月30日（金）午後5時まで受付
プロポーザル参加資格審査結果通知日	令和8年2月6日（金）

プレゼンテーション審査実施日	令和8年2月12日（木） ※ 開始時間は調整のうえ連絡
審査結果通知	プレゼンテーション審査終了後速やかに

## 16 お問合せ先

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-26

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都コンサートホール内）

事業管理部 管理課（担当：大田原、薩摩）

電話：075-711-2980 / FAX：075-711-2955

e-mail : kanri@kyoto-ongeibun.jp

当財団ホームページアドレス : <https://www.kyoto-ongeibun.jp/>

京都コンサートホールホームページアドレス : <https://www.kyotoconcerthall.org/>